

民主党の青山圭一と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。多摩区選出です。

今回の9月補正予算では、新規事業として高等学校空調設備工事費が5億2,100万円計上されております。これは、地球温暖化による気温上昇を受けて、熱中症と生徒の健康管理への配慮のために、県立高等学校にガス式の空調設備を配備し学習環境の改善を図るというものであります。このたびの質問では、本件工事費と、これに関連して熱中症対策についても順次伺いたいと思います。

まず初めに、熱中症の発生状況についてであります。

今年4月に厚生労働省から都道府県等に対し、今夏の熱中症対策の一層の強化について周知依頼があったと仄聞しておりますが、まず、県内において、この夏、熱中症により救急搬送された方の人数とその年代別等の傾向を安全防災局に伺いたいと思います。

(梅沢委員長) 消防課長。

(堀江消防課長) お答えいたします。

今年の夏とおっしゃいましたが、7月・8月・9月、この3カ月間、神奈川県内の消防機関で熱中症により救急搬送された方の人数は2,004人でございます。年代別の傾向ということでございますが、4区分で申し上げますと、まず7歳未満の乳幼児の方が1%、7歳以上18歳未満の少年の方が14%、18歳以上65歳未満の成人が44%、65歳以上の高齢者の方が41%となっております。

以上でございます。

(梅沢委員長) 青山委員。

(青山委員) ご答弁いただきました。

それでは、次に、県立高等学校における熱中症の発生状況について、過去数年間の発生件数及び発生場所を伺います。また、熱中症による事故等が発生していれば、その概要についても伺いたいと思います。

(梅沢委員長) 保健体育課長。

(田中保健体育課長) お答えいたします。

県立高校における熱中症の発生状況でございますが、学校で熱中症になり、病院で治療を受け医療費の共済給付を利用した件数で申し上げますと、平成22年度は29件、23年度は43件の発生となっております。活動内容別では、運動部活動での発生が21件、25件と、それぞれの年度で最多となっております。また、熱中症には、めまいなど軽い症状から意識障害などの重い症状までさまざまな症状がございますが、今年の7月から3カ月間で、こうした暑さによる体調不良で生徒が保健室を利用した件数につきまして、県立高校7校から聴取いたしました。その結果、合計で127件の保健室の利用がございまして、そのうちの約45%に当たります57件、これは教室内でぐあいが悪くなっております。また、そのほとんどが空調設備が整備されていない学校で発生したものでございました。

なお、この数年、熱中症による死亡や集団発生の事故につきましては、県立高校においては発生してございません。

以上でございます。

(梅沢委員長) 青山委員。

(青山委員) ご答弁いただきました。熱中症で体調不良を訴える生徒が非常に多いということでありました。お答えでは 127 名の生徒が保健室を利用していると、それも空調設備がない学校で発生したということでありました。

それでは、次に、熱中症対策の取り組みについて、こうした状況を踏まえて伺ってまいりたいと思います。

県立高等学校における教室内の温度の推移について伺います。また、学習環境の整備という観点から、教室等の気温や湿度について基準があるのか、あわせて伺います。

(梅沢委員長) 保健体育課長。

(田中保健体育課長) お答え申し上げます。

県立高校における教室内の温度の推移につきましては、私どもではデータによる把握はしてございませんけれども、気象庁の統計データを参考までに申し上げますと、横浜地区の1日の最高気温の月平均、これを10年前と本年とで比べますと、8月の値では10年前が31.4度、本年が32.4度、また9月ではそれぞれ25.9度、29.3度と、ともに上昇しており、こうした屋外の高温状態により、教室内はさらに温度が高い環境になっていると、このように思われます。

なお、教室等の温度と湿度の基準につきましては、文部科学省が定めております学校環境衛生管理マニュアル、これでは、最も学習に望ましい条件といたしまして、気温については夏季で25度から28度程度、また湿度につきましては50%から60%程度という基準になってございます。

以上でございます。

(梅沢委員長) 青山委員。

(青山委員) 10年前と比べた数値をいただきました。2012年8月では平均が32.4度、そして9月では29.3度ということでありました。生徒は大変暑い学習環境を余儀なくされているということでもあります。

今、平均の気温についてお答えいただきましたが、最高気温の平均というものについてもデータがおありかと思えますけれども、そちらについてもあわせてお伺いしたいと思います。

(梅沢委員長) 保健体育課長。

(田中保健体育課長) お答えいたします。

最高気温でございますけれども、10年前の8月では35度でございます。本年の8月の最高気温の平均は34.6度、このようになってございます。

以上でございます。

(梅沢委員長) 青山委員。

(青山委員) お答えいただきました。大変な状況だなというのが改めてわかったわけで

あります。

それでは、この温度の状況下における健康への影響と健康管理について、保健福祉局に一般的な見解を伺います。

(梅沢委員長) 健康増進課長。

(仲谷健康増進課長) 人が感じる暑さには、気温だけではなく、湿度・気流なども影響を与えることから、気温だけで判断することは難しいところではございますけれども、環境省の熱中症環境保健マニュアルによりますと、最高気温が30度以上の真夏日の日数が多くなると死亡者数が増加すると言われております。また、熱中症は、屋外で活動しているときだけではなく、室内で何もしていなくても発症するということがございます。熱中症の予防には、水分補給と暑さを避けることが大切でございますけれども、室内においては扇風機やエアコンを使用した温度調整や小まめな室温確認を行うことが必要でございます。

以上でございます。

(梅沢委員長) 青山委員。

(青山委員) お答えいただきました。

それでは、県教育委員会では、これまで生徒の熱中症対策及び健康管理をどのように行ってきたのか伺います。

(梅沢委員長) 保健体育課長。

(田中保健体育課長) お答えいたします。

県教育委員会では、熱中症の被害が出始める梅雨明けの時期に備えまして、例年、6月下旬に県立学校に対しまして、適切な防止措置を行うよう通知してございます。具体的には、直射日光のもとでの長時間の作業を避けること、小まめな水分補給と適宜休憩をとること、生徒の疲労の状態を常に把握することなどについて指導しております。また、特に熱中症の発生が懸念される運動部活動につきまして、私どもが作成しております部活動指導ハンドブックの中に熱中症の予防に関する項目を設け、気温等の状況によっては運動を中止したり練習内容を変えるなどの予防措置をとるよう、会議や研修等で指導に当たる教職員に周知徹底してございます。

以上でございます。

(梅沢委員長) 青山委員。

(青山委員) そうしたマニュアルに基づいて指導を徹底しているということですが、しっかりとそちらについては学校現場のほうで指導がなされていると、そのように教育委員会としては受けとめをされているのか伺いたいと思います。

(梅沢委員長) 保健体育課長。

(田中保健体育課長) 教育現場におきまして指導が徹底されていると、そのように考えてございます。

以上でございます。

(梅沢委員長) 青山委員。

(青山委員) わかりました。そういうふうなお話であります。

今、るるお伺いしてまいりましたけれども、数十年前と比べて非常に地球の温暖化というのが進んできているわけであって、夏の異常な暑さについて、私たちも非常に暑いなどいうことを日々感じているわけであります。そうした状況の中で、生徒たちは、とりわけ空調設備のない学校においては、先ほどもお話しいただいたわけでありましてけれども、気分が悪くなって保健室に駆け込むと、こういう状況が顕著であるということでもあります。こうした状況について、どのようにお考えになっているのか、今、適切なマニュアル等に基づいた健康管理等についてはされてきたということでもありますけれども、こうした今の空調設備がない実態について、学習環境について、どのようにお考えになっているのか伺いたしたいと思います。

(梅沢委員長) 保健体育課長。

(田中保健体育課長) お答えいたします。

学校におきましては、7月、それから9月、こういった暑い時期に、大変暑い環境の中で学習するという事は、非常に生徒にとっては、健康上あるいは精神上もよくないことかなというふうに考えてございます。学校によってはいろいろ工夫したりいたしまして、例えば午後の教室での授業を行わず、学校行事を組み入れるとか、半日で切り上げるとか、そういったような工夫もしているところでございます。今後、そういった学習環境につきましては、空調設備等導入した中で、快適な環境のもとで学習ができるように、このように準備を進めていきたい、そのように考えてございます。

以上でございます。

(梅沢委員長) 青山委員。

(青山委員) わかりました。であるから、今回、このような予算を出しているということでもありますけれども、それでは、次に、環境省が昨年5月に改定した熱中症環境保健マニュアルによりますと、熱中症死亡総数に占める65歳以上の割合は、近年、増加傾向にあり、また、熱中症による死亡数のピークは、男性がゼロ歳から4歳まで、そして15歳から19歳まで、それから飛びまして55歳から59歳及び80歳、そして女性がゼロ歳から4歳まで、飛びまして80歳から84歳とのことでもあります。

熱中症対策については、特に支援の必要性が高い乳幼児や高齢者に対する取り組みの充実強化が重要であります。県はこうした支援を必要とする方に対してどのような熱中症対策に取り組んでいるのか、こちらについて伺いたしたいと思います。

(梅沢委員長) 健康増進課長。

(仲谷健康増進課長) 対策といたしましては、できるだけ多くの方に熱中症予防の周知が必要と考えておりまして、夏の期間中は県のホームページのトップページのトピックスに熱中症予防を掲載し呼びかけておりますけれども、特に熱中症にかかりやすい高齢者・乳幼児などに対しては重点的な取り組みが必要だと考えております。こうしたことから、高齢者や乳幼児などが利用する介護保険事業所や児童相談所、児童養護施設、保育所など

に、熱中症予防のリーフレットなどを配布し、注意喚起を行うとともに、市町村の高齢福祉や子育て支援、保育所などの所管課に周知依頼を行うなど、きめ細かく注意喚起や周知を行ったところでございます。

以上でございます。

(梅沢委員長) 青山委員。

(青山委員) お答えいただきました。一般的に支援を要する人についても、あわせて今、お答えいただいたところであります。大変暑い状況の中、高校生初め、今お話し申し上げました年齢層の乳幼児から高齢者の方、大変暑さで疲弊しているという実態、そしてそれに対する県としての一定の取り組みということについてご説明いただいたところあります。

それでは、次に、県立高等学校への空調設備の整備について、本論に入ってまいりたいと思います。

熱中症など、生徒の健康管理の配慮のため、県立高等学校 45 校分の空調設備を、このたび整備するというところでありますが、今までいろいろお話をいただいておりますけれども、今回、暑い夏が過ぎ去った今、この補正予算を計上することになったのか、その経緯について伺います。また、これまで、今のお話を伺っていますと、もう少し早くこの取り組みがなされてしかるべきだったのではないかと、このように考えるわけでもありますけれども、この点もあわせてお答えいただきたいと思います。

(梅沢委員長) 学校経理課長。

(井上学校経理課長) お答えいたします。

平成 22 年夏の猛暑を受けまして、生徒の健康管理の必要性から、平成 23 年度において、高等学校の空調機を公費で整備することといたしました。その後、東日本大震災により電力需給状況が逼迫したことから、空調機整備を一時凍結といたしました。今年度に入り、5 月に経済産業省からこの夏の東京電力管内における電力が確保される見通しが発表されたことから、凍結を解除し、来年の夏に間に合うよう、今回、補正予算案を提出させていただきました。

(梅沢委員長) 青山委員。

(青山委員) わかりました。3・11 の事故があつて電力不足が生じると、こういうことの中で、ある面、やむを得ない判断であつたということであるというふうに思います。そうした中で、経済産業省からの今お話ありました数値というものについて示しがあつたということを受けて、少なくとも来年までには間に合わせたい、こういうことで、今回、この補正予算を計上したということでありました。

それでは、今回、設置する 45 校について、その選定した理由と、公費分について最終的に何校まで設置する予定としているのか伺います。また、近隣都県における公立高等学校への空調設備の整備状況についても、あわせて伺いたいと思います。

(梅沢委員長) 学校経理課長。

(井上学校経理課長) お答えいたします。

県立高校の空調機整備に当たりましては、3カ年での整備を計画しておりまして、初年度に当たる今回は、電力需給状況への配慮として、都市ガス供給地域に所在する高校につきましてはガス式空調を整備することとし、これまで公費・私費により空調が整備されていない45校について整備するものでございます。また、公費整備を行う全体の学校数でございますが、2年目・3年目に電気式で整備する予定の学校64校と合わせまして、109校を計画しております。これを持ちまして、すべての県立高校に空調機の導入が完了する予定でございます。

次に、近隣都県における空調の整備状況でございますが、学校数の割合で申しますと、東京都はすべての高校が整備済み、埼玉県は保護者会等による整備と公費による整備の合計で約6割の高校に整備、千葉県は保護者会等による整備と公費による整備の合計で約4割の高校に整備されていると伺っております。

以上でございます。

(梅沢委員長) 青山委員。

(青山委員) お答えいただきました。全ての学校について公費で整備していくということでありました。

それでは、次に、空調設備は平成25年度から13年間のリースで対応するという事になっており、この9月補正予算の記者発表資料によりますと、トータルコスト等を可能な限り抑制する観点からと記載がありまして、そこで、13年間のトータルコストとしてどの程度費用がかかるのか、また、その具体的な内訳についてもあわせて伺います。

(梅沢委員長) 学校経理課長。

(井上学校経理課長) お答え申し上げます。

今後13年間でのトータルコストといたしまして、約140億円と試算してございます。その内訳でございますが、3カ年での基盤整備に要する工事代等で約34億円、13年間の空調機のリース料と保守点検費用などで約41億円、保護者会等が整備した空調機のリース料等を公費負担するための経費が約40億円、最後に公費整備及び保護者会等が整備した空調機の電気代及びガス代で約25億円と試算しております。

(梅沢委員長) 青山委員。

(青山委員) 全体で13年間の総計で140億円ということで、大変大きな額であるなというのを改めて認識したわけであります。

今ご説明いただいた中で、保護者会で整備したものについて、公費でそれについて充当するというふうなお答えがありましたけれども、これについて少し詳しく簡潔にご説明いただきたいと思っております。

以上です。

(梅沢委員長) 学校経理課長。

(井上学校経理課長) お答えいたします。

これまで県立高校には、保護者会等の申し出に基づきまして、保護者会等が全額費用負担するという条件で高等学校にエアコンを設置することを認めております。これは、平成22年度からそういう取り扱いを行っておりますが、これにつきましては、今申し上げましたように、エアコンの設置に係るリース料、あるいは電気代等につきましても、保護者会が費用負担するという、そういうことを行ってまいりましたが、今回、公費によるエアコン設置が稼働する平成25年7月のタイミングに合わせまして、保護者会が設置したエアコンに係るリース料等、あるいは電気代につきましても、公費負担に切りかえる、そういう計画でございます。

以上でございます。

(梅沢委員長) 青山委員。

(青山委員) ご説明いただきました。

それでは、今、保護者会が私費で整備した空調については、来年7月から公費負担することとありますけれども、この対象校は何校あるのか、また、公費負担の総額が幾らになるのかについて伺いたいと思います。

以上です。

(梅沢委員長) 学校経理課長。

(井上学校経理課長) 公費切りかえの対象となる学校の数につきましては、82校となりまして、公費負担へ切りかえるための経費の総額につきましては、13年間の総額で申しまして、約40億円というふうに試算してございます。

以上でございます。

(梅沢委員長) 青山委員。

(青山委員) それでは、40億円ということとありますけれども、これは、先ほどのお話では、本来は公費で県が負担すべきところを、先行して保護者会が負担してきたということの中で、40億円というものについて、ある面還元するということになるかと思っておりますけれども、どのような仕組みで40億円というものを保護者会のほうに還元するというスキームになっているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

以上です。

(梅沢委員長) 学校経理課長。

(井上学校経理課長) 答えいたします。

保護者会が整備いたしましたエアコンにつきましては、多くがリース契約により設置されております。こちら、これまで保護者会がリース会社にリース料を支払ってまいりまして、リース会社のほうに確認しましたところ、リース契約期間中に契約当事者を変更することは難しい、できないというお話をちょうだいいたしましたので、公費に切りかえた以降につきましては、保護者会がリース会社にリース料等を支払うタイミングに合わせまして、県からそれに相当する額を保護者会にお支払いし、その金額を保護者会がリース会社に支払う、そういう方法を検討してございます。

以上でございます。

(梅沢委員長) 青山委員。

(青山委員) ということは、一たん保護者会の会計にお金を入れて、そこから保護者会のほうが支払いするということになるものだというふうに思いますけれども、まずその確認と、それから、公費でありますので、これが適切にリース料としてお支払いされるかどうか、ここら辺が非常に今心配になったところであります。一定の契約書等も交わしてというふうなことではあるかと思っておりますけれども、その点についてどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

(梅沢委員長) 学校経理課長。

(井上学校経理課長) 1点目につきましては、委員お話しのとおりでございます。

2点目につきましては、県と保護者会との間で協定書のようなものを締結いたしまして、金額等の確定、あるいは支払い時期等の指定等々、公費の執行として適切な方法が確保されるようなもの、きちっと協定書というようなものを県と保護者会とで締結し実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

(梅沢委員長) 青山委員。

(青山委員) 協定書を締結してということでありまして、仮にその協定が履行されないような場合も想定されるわけでありまして、また、保護者会、生徒も一年ごとに入学して卒業してということでありまして、その会長さんも年々かわっていくかというふうに思いますけれども、そこら辺についてはどのように認識されているのか、お考えになっているのか伺いたいと思います。

(梅沢委員長) 学校経理課長。

(井上学校経理課長) お答えいたします。

保護者会につきましては、これまでもエアコンを設置、管理してまいりまして、保護者会自体は、順に年度ごとに卒業生が出、新入生が入るという循環を繰り返してございますが、こちらにつきましては、保護者会としまして継続性が保たれるようにということで、これまでも運営がされてきているものでございますので、基本的に私どもといたしましては、そのような保護者会活動について、これからは公費が入るんだという視点できちっと指導してまいりながら、公費の適切な執行になるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

(梅沢委員長) 青山委員。

(青山委員) 適切に公費が執行されない場合は、どのようになるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

(梅沢委員長) 学校経理課長。

(井上学校経理課長) 公費の執行に当たりましては、毎年、何らかの形で検査なり、点検なり、あるいは支出に当たりまして書類上のチェック、あるいはエアコンの稼働状況

についてもその都度チェックするというような事前事後のチェックを通しまして、適正な執行に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

(梅沢委員長) 青山委員。

(青山委員) 私の質問にお答えいただいているわけでありませうけれども、その点についてはしっかり適切に執行されると、こういう見解ということでしょうか。

(梅沢委員長) 学校経理課長。

(井上学校経理課長) エアコンの費用負担の執行に当たりましては、これまで申し上げましたようなことを通しまして、確実に適正に執行されるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

(梅沢委員長) 教育局長。

(二見教育局長) お答えします。

今、保護者が実施していますエアコン等の審議をやっていただいているわけですが、そういうものを含めまして、私費会計の基準というものを定めておきまして、それにのっとっての取り扱いをやっていただいております。適正に執行されない場合には、補助した額を引き上げるなり、きちっとした対応がそういった規定の中でできると考えております。

以上でございます。

(梅沢委員長) 青山委員。

(青山委員) わかりました。今、何度か伺ってまいりましたが、一たんは父兄の方々がある面立てかえたというか、好意で整備したということでもありますので、それは生徒のことを思ってというふうなことであると思います。そうした中で、今回、公費で整備するところと、それから先行して私費で整備したところのある意味バランスをとるということで、ここの考え方については、私も理解しているところであります。

ただ、今回、私が調査させていただいております非常に気になったところは、今、局長からもご答弁いただきましたので、その点については一定の理解をしたところであります。公費を導入するというところでありますので、何らかの間違ひがあつては非常に困ることがありましたので、今、確認させていただきましたので、一定の理解をさせていただいた旨を申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

それでは、次に、空調設備のリース調達に関して、業者の選定はどのように行うのか伺います。また、これだけの調達規模になるとWTO対応の入札になると思いますが、地域経済の活性化やメンテナンスの迅速な対応のためには、地域の業者を活用することも必要だと考えます。そこで、今回、一般競争入札を実施するに当たり、地域の業者を活用していくことに関してどのように考えているのか、見解を伺います。

(梅沢委員長) 教育財務課長。

(後藤教育財務課長) お答えします。

空調設備のリース調達につきましては、教育局から会計局に依頼し、会計局において入札が行われることとなります。発注予定額からWTO案件となることを見込まれますので、入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格、例えば県外・県内といった地域要件は設定できないものとさせていただきます。

次に、地域の業者を活用するという点についてでございますが、本県の地域経済の活性化につなげていくためには、県内業者の受注機会を確保することは大変重要であると考えてございます。そこで、今回の空調設備整備の発注方法でございますが、まずWTOの対象とならない配管等の基盤工事につきましては、工事対象である県立高校が県下全域に広がっておりますので、工期短縮のため、複数の地区に分割いたしまして、県内に本店を有する業者を対象にした条件つき一般入札により発注することを検討してございます。

また、ガス式空調機器のリース調達につきましては、WTOの案件となる見込みでございますので、県内業者のみを対象とすることはできませんが、受注したリース業者には、仕様書の中で、事業実施に当たりましては県内業者の活用に努めるよう依頼する予定でございます。

以上でございます。

(梅沢委員長) 青山委員。

(青山委員) ご答弁いただきました。地元業者の方に配慮するという趣旨のお答えであったと思います。

今回、今お話がありましたように、リース料等を含めて13年間の総計で140億円ということですが、非常に大きな額ということで、もちろん、これすべてが業者の方への入札金額になるということではありませんけれども、まさに地元業者の方へ配慮していただいて、知事が言われる、県内の企業のエンジンを回す、そういうようなことにつながるのではないかとこのように思いますので、適切な取り組みをぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次に、空調の設備については、その財源の一部にまなびや基金を活用することが記載されておりますが、過去数年間のまなびや基金の推移について伺います。また、今回、補正予算5億2,100万円のうち、まなびや基金を幾ら活用し、その他の財源についてはどのような構成になっているのか、あわせて伺います。

(梅沢委員長) 教育財務課長。

(後藤教育財務課長) お答えします。

基金を設置した平成21年度以降、年度末基金残高の推移でございますが、平成21年度末は4,800余万円、22年度末は9,500余万円、23年度末は4億6,800余万円となっております。また、今回の補正予算5億2,100万円の財源でございますが、まなびや基金から1億3,100万円、その他の財源は県債を3億9,000万円充てることとしてございます。

以上でございます。

(梅沢委員長) 青山委員。

(青山委員) わかりました。1億3,100万円がこの基金を活用すると、そしてその他について、県債で3億9,000万円ということでありました。財源の内訳については承知したところであります。

それでは、次に移りたいと思います。

公費整備と私費整備、先ほどから何度かお話しさせていただきましたが、これに対します公費負担の総額は、今、議論させていただいたように、非常に巨額なものであります。県債の充当も、今ご答弁いただいたような金額ということで多額になります。現在、県は危機的な財政状況から脱却を目指す中長期的な展望のもとに、今後の政策課題に着実に対応できる行財政基盤の確保を図るとして、緊急財政対策を策定して、取り組みを今まさに進めようとしているところであります。

今、るる熱中症の問題等々含めて、その必要性について伺ってまいりましたが、改めて、今回、この時期にこれだけの費用をかけて空調設備を行うことの緊急性、そして必要性について、局長はどのようなお考えなのか伺いたいと思います。

(梅沢委員長) 教育局長。

(二見教育局長) ここ数年の暑さの中で、多くの高校生たちが教室の中で体調を悪くする、こういった事態にあることはご理解いただいたと思います。こうした事態の中で、高校生に一日も早くエアコンを設置してやってほしいという、こういう声は保護者ばかりでなくて、県議会の各会派の皆様方からも寄せられておりますし、多方面にわたって寄せられていることでございます。我々は、これは県民の総意に近いものであると、このように受けとめてございます。また、先ほどもありましたけれども、空調設備の整備、平成23年度当初予算において皆様に約束したものを、東日本大震災の節電ということを踏まえて延期してきたといった、こういった経緯がございます。

こうしたことから、厳しい財政状況にあっても、生徒の健康を守るための空調の設備、これは多額でございますけれども、緊急性、必要性、有効性、ともに十分にあると思っておりますし、また、費用を抑えるという工夫もさまざまさせていただいておりますので、緊急財政対策の考えに反するものではないと、このように考えております。

以上でございます。

(梅沢委員長) 青山委員。

(青山委員) 教育局長から、その決意、緊急性、必要性についてお答えいただきました。

それでは、次に、教育長に伺いたいと思います。

県立高等学校の生徒は、本来、本県の未来を支える大切な人材であります。今、教育局長からもお話があったとおりでありますけれども、県が危機的な財政状況にあったとしても、次代を担う生徒たちの学習環境を改善し、学習等に集中できる安全・安心な環境を整えていくことが県の役割であり、責務でもあると私も考えているところであります。今回、補正予算に計上されている県立高等学校への空調設備の整備だけでなく、よりよい学習環境の改善・整備については、着実な取り組みが望まれますが、今後、教育委員会として学

習環境の整備についてどのように取り組んでいくお考えなのか、教育長に伺います。

(梅沢委員長) 教育長。

(藤井教育長) お答えいたします。

将来の神奈川を支え、日本の次代を担う人材の育成、これは本県教育に課せられた使命であり、子供たちがよりよい環境の中で教育を受けられるよう、学習環境を整えていくことは県の責務であると、こういうふう認識しているところでございます。今回の空調機器の整備はもとより、震災対策、それから学校の特色に応じた環境の整備につきまして、大変厳しい財政状況の中ではございますが、それぞれの必要性や優先度などを十分に検討し、安全・安心な学習環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

(梅沢委員長) 青山委員。

(青山委員) お答えいただきました。

さまざまこれまで議論してまいりました。このたびの補正予算、高等学校空調設備工事費5億2,100万円について質問してきたわけでありましてけれども、熱中症の発生状況、熱中症の対策の取り組み、高等学校の空調設備の整備の状況、そして私費整備に対します公費負担の取り扱い等々も伺ってきたところであります。東日本大震災の影響もあって、今回、今の時期の提案になったということでありました。

今、お話を伺っていた中で、平均の最高気温が私の資料にもありますけれども、7月34.8度、8月でも34.6度という大変高い温度を記録している中で、生徒たちは学習を余儀なくされていると、そういう、ある面劣悪な環境の中で学習しなければならない生徒たちもいるわけでありまして、それに対して、こういう財政状況でありますけれども、必要性、緊急性についても認識しているということでもありますので、しっかりと取り組みをしていただきたいと思います。また、入札に当たっては、地元業者への配慮についても取り扱いをするということでもありますので、ぜひその点についてもよろしく願い申し上げまして、私からの質問を終了させていただきます。